

みよし市避難行動要支援者避難支援計画
(全体計画)

平成28年4月
みよし市福祉部福祉課

目次

第1章 基本的事項

1	背景と目的	1
2	計画の位置づけと構成	1
3	用語の解説	1
	(1) 要配慮者（災害時要配慮者）	1
	(2) 避難行動要支援者	1
	(3) 地域支援者	2
	(4) 避難支援等関係者	2
4	市・地域・個人の役割	2
	(1) 市の役割	2
	(2) 地域（自主防災会）の役割	3
	(3) 個人（要配慮者自身）の役割	3

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1	避難行動要支援者となる者	4
2	避難行動要支援者の把握と名簿の作成	4
	(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法	5
	(2) 名簿に記載する事項	5
	(3) 名簿情報の更新	5
	(4) 名簿情報のバックアップ	5
3	避難支援等関係者に関する事	5
	(1) 避難支援等関係者となる者	5
	(2) 避難支援等関係者・地域支援者の安全確保	5
4	名簿情報の提供に関する事	6
	(1) 名簿情報の提供	6
	(2) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援	6
	(3) 名簿情報の管理	6
	(4) 名簿情報の位置づけ	6

第3章 避難支援体制

1	避難行動要支援者の個別計画の作成	7
(1)	個別計画作成の目的	7
(2)	個別計画の作成者	7
(3)	個別計画の管理	7
(4)	個別計画の更新	7
2	避難のための情報伝達	7
(1)	情報の伝達体制	7
(2)	情報の伝達手段	7
(3)	情報入手が困難な人への対応	7
3	安否確認	7
(1)	安否確認の実施	7
(2)	安否情報の集約	8
4	避難行動	8
(1)	避難の開始	8
(2)	避難経路	8
(3)	避難誘導	8
5	避難所における支援	8
(1)	避難所の開設	8
(2)	避難所運営における配慮	8
(3)	福祉避難所の確保	8
(4)	在宅の避難行動要支援者への支援	9
6	日頃の備え	9
(1)	自宅の耐震化	9
(2)	家具等の転倒防止	9
(3)	生活用品・食料の備蓄	9
	様式	10

第1章 基本的事項

1 背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、約2万人もの死者・行方不明者を出し、被災地全体では65歳以上の高齢者の死者数が6割であり、障がい者の死亡率は地域によっては被災地全体の死亡率の約2倍との報告もされています。

また、避難支援に従事した消防団員や民生児童委員など支援者自身も避難が遅れ、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生児童委員の死者・行方不明者は56名にのぼりました。

こうした教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正され、平成25年8月には内閣府から「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。

これらの法改正や指針を受け、近い将来、この地方に甚大な被害を及ぼすことが予想されている南海トラフ巨大地震や、近年国内で多発している風水害から行政と地域が一体となって避難行動要支援者の支援を行う体制を整えるためにこの計画を策定し、安全で安心して住めるまちづくりを推進します。

2 計画の位置づけと構成

みよし市避難行動要支援者避難支援計画（以下「支援計画」という。）は、みよし市地域防災計画の下位計画であり、第6章避難者・要配慮者対策に規定されている避難行動要支援者対策を具体化したものです。

この支援計画は避難支援のための概要や基本的な考え方を定めた全体計画です。

また、実際の支援のためには避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせた支援計画が必要であり、この全体計画に基づき個別計画の作成を進めていきます。

さらに、行政と地域が一体となって避難行動要支援者の支援を行う必要があるため、「避難行動要支援者支援マニュアル」を作成し、計画の実行性を高めます。

3 用語の解説

この計画における基本的な用語の意味は次のとおりです。

(1) 要配慮者（災害時要配慮者）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に配慮が必要な人で、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人など、災害に関する情報の入手や伝達、又は理解することが困難であったり、身を守る行動や避難をすることが困難な人です。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑で迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人です。

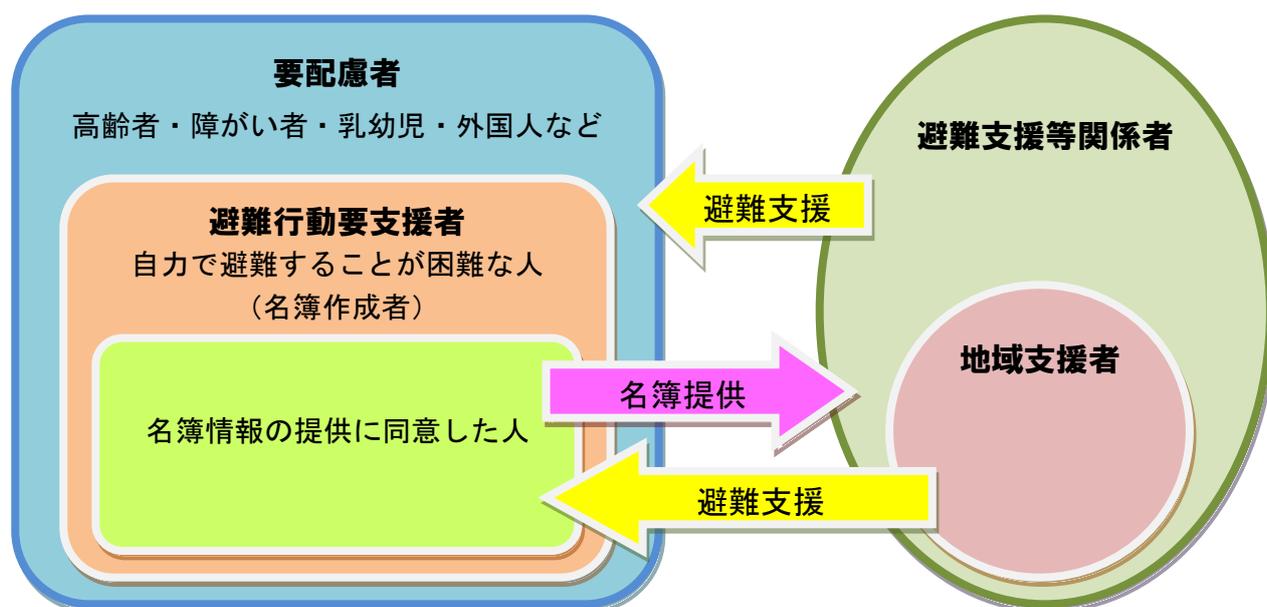
(3) 地域支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援を実際に行う人です。

(4) 避難支援等関係者

避難支援に携わる関係者で、みよし市地域防災計画において、自主防災会、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署を指定しています。

【要配慮者・避難行動要支援者・避難支援者・避難支援等関係者のイメージ図】



4 市・地域・個人の役割

大規模災害が発生した場合、市内全域で大きな被害が発生することが予想されます。大規模災害発生時には市職員は様々な災害対応業務にあたることになり、地域での支援活動を行う十分な人員を確保できません。また、市職員や消防職員等も被災するために、迅速な対応を取ることも困難になることが予想されます。

そのため、災害発生時の避難は、行政による「公助」だけでなく、自分自身や家族による「自助」、地域による「共助」のそれぞれが役割を果たすよう努めます。

(1) 市の役割

- ・避難行動要支援者情報の把握をして避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て避難支援等関係者に名簿情報を提供します。
- ・避難行動要支援者の支援体制の実行性を高めるため、避難行動要支援者支援マニュアルを作成します。
- ・避難行動要支援者への情報伝達体制の整備を進めます。

- ・自主防災会や消防団への支援、防災リーダーの養成等を行い、地域防災力の強化に努めます。
- ・要配慮者に配慮した避難所の整備を行います。

(2) 地域（自主防災会）の役割

- ・災害時には行政や消防・警察等による救援活動がすぐに行われないことを想定し、自主防災会を中心とした活動が行える体制を作ります。
- ・自主防災会が主催する防災訓練において、要配慮者の安否確認や避難支援の訓練を取り入れ、単に安否の確認をするだけでなく、避難が必要な際に実際に誰がどのように避難支援を行うのか確認をしておきます。
- ・各地域の実情に合わせた市民の安否確認の方法を決めておきます。
- ・民生児童委員や地域支援者等と協力して、避難行動要支援者支援の個別計画を作成します。

(3) 個人（要配慮者自身）の役割

- ・自主防災会や民生児童委員、地域支援者等と日頃から顔の見える交流を積極的に行い、いざという時に意思疎通のしやすい関係づくりに努めます。
- ・市や自主防災会が主催する防災訓練に積極的に参加し、災害時の避難や避難所生活を体験しておきます。
- ・災害発生時には地域支援者も被災するため避難支援が受けられないことを想定し、自宅の耐震性を確保するとともに、家具等の転倒防止や災害用備蓄に努め、地震災害時に避難する必要があるように努めます。
- ・全ての障がいや難病等に対応した特殊な機械器具や医薬品を避難所に備蓄することは困難であり、また、災害発生時に避難所で入手できるとは限りません。機械器具や医薬品の備蓄は各家庭でも努める必要があります。
- ・避難が必要になった場合に備え、非常持ち出し袋の準備や避難経路、避難所の確認を地域支援者とともにしておきます。
- ・災害に関する情報がどのように伝達されるかを把握し、災害時には自ら情報を入手できるようにしておきます。
- ・個別計画作成時に、避難支援等関係者・地域支援者に自らの障がい等の特性を詳しく伝えるようにします。

第2章 避難行動要支援者名簿の整備

1 避難行動要支援者となる者

要配慮者の中には、家族と同居していて日常的に支援を受けることができる人、支援がなくても自ら避難行動が取れる人、医療機関や福祉施設に入院・入所しており施設において対策が取られている人なども含まれます。この支援計画では、これらの人を除き、家族を含めて第三者の支援を受けなければ避難行動を取ることが難しいと考えられる人を対象者とし、災害対策基本法により義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成を行います。

具体的には次の条件に該当する人を対象者としますが、避難行動要支援者名簿作成の趣旨を考慮し、柔軟に対応することとします。

- (ア) 身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで、視覚障がいの程度が1級若しくは2級、又は聴覚障がいの程度が1級若しくは2級の者
- (イ) 知的障がい者のうち、その障がいの程度がA判定の者
- (ウ) 在宅の要介護高齢者であって、介護保険法に規定する要介護状態区分の3から5までに認定される者
- (エ) 難病患者で、自ら避難することが困難な者
- (オ) 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者
- (カ) 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者で、避難にあたり支援が必要と市が認めた者

この制度の趣旨は、単に災害時の安否確認や避難のお手伝いをするためのものではなく、あくまでも災害時に自ら避難行動を取ることができない人の生命と身体を守るためのものであり、また、避難支援等関係者の人員にも限りがあることから原則として次の方は申請する必要はありません。

ア 自らの判断により、自ら避難行動を取ることができる人。

イ 常時、家族等の避難支援を受けられる状態にあり、家族等の介助だけで避難行動が取れる人。

ウ 医療機関や福祉施設等に入院・入所している人（各施設から医療機器等のない避難所へ直ちに避難する必要性が低いため。）。

2 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市は、市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成します。

(1) 名簿作成に必要な個人情報の入手方法

災害対策基本法第49条の10第3項及び第4項の規定に基づき、要介護者や障がい者といった市で把握している情報は関係部局から集約し、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報は県知事その他の者に情報提供を求めます。

(2) 名簿に記載する事項

名簿に記載する避難行動要支援者に関する情報は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 氏名② 生年月日③ 性別④ 住所又は居所⑤ 電話番号その他連絡先⑥ 避難支援等を必要とする事由⑦ その他避難支援等の実施に際し市長が必要と認める事項 |
|--|

(3) 名簿情報の更新

避難行動要支援者の状態は常に変化しうることから、市は常に避難行動要支援者の把握に努め、年に1回以上の名簿の更新を行います。

(4) 名簿情報のバックアップ

災害発生時の停電や機器の破損に備え、名簿情報は電子媒体だけでなく紙媒体でも保管することとします。

3 避難支援等関係者に関すること

市は、災害の発生に備え、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、平常時から避難支援等の実施に必要な限度において避難支援等関係者に名簿情報を提供するものとします。ただし、名簿情報の提供は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意が得られた者のみとします。

(1) 避難支援等関係者となる者

- ア 自主防災会
- イ 民生児童委員
- ウ 尾三消防本部
- エ 豊田警察署

(2) 避難支援等関係者・地域支援者の安全確保

災害が発生、又は発生のおそれがあるとき、避難支援等関係者・地域支援者は自分自身や家族の生命を守ることが最優先であり、避難支援は可能な範囲で実施することとします。

また、避難支援等関係者・地域支援者の状況によっては、安否確認や避難支援が行われない可能性があることを、避難行動要支援者に理解してもらうよう努めます。

4 名簿情報の提供に関すること

(1) 名簿情報の提供

災害発生時に円滑かつ迅速な避難支援を行うためには、避難行動要支援者名簿を平時から避難支援等関係者に提供し、情報を共有することが適切であるため、作成した名簿については事前に避難支援等関係者に提供します。ただし、名簿に記載される情報を避難支援等関係者に提供することに同意のない避難行動要支援者の情報は、提供する名簿から除きます。

(2) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援

災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等関係者その他関係者に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供します。

(3) 名簿情報の管理

名簿情報については氏名や住所、障がいや要介護の情報、避難支援を必要とする事由等、秘匿性の高い情報が含まれるため、避難支援等関係者への提供に際し、次の通り適正な情報管理の徹底を図ります。

ア 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の者に限ります。

イ 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するとともに、個人情報取り扱いについて指導します。

ウ 名簿は施錠可能な場所等で厳重に保管をし、必要以上に複製を行わないよう指導します。

エ 避難支援等関係者が団体である場合、その団体内で名簿を取り扱う者を限定するよう指導します。

オ 避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の支援活動以外に利用しない旨の誓約書を提出させます。

カ 名簿を更新するときは、古い名簿を市が回収し適切に処分します。

(4) 名簿情報の位置づけ

名簿の提供については、あくまでも情報提供であり、地域での支援対象者を名簿登録者に限定するものではありません。また、名簿登録者の支援を義務付けるものではありません。

第3章 避難支援体制

1 避難行動要支援者の個別計画の作成

(1) 個別計画作成の目的

災害が発生、又は発生のおそれがある時は、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなくてはなりません。そのためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難支援をするのか具体的に定めておく必要があります。

(2) 個別計画の作成者

避難行動要支援者の避難支援は地域での支援が中心となるため、個別計画の作成主体は自主防災会となります。自主防災会は地域の民生児童委員、地域支援者と協力し、避難行動要支援者本人やその家族と直接相談しながら個別計画を作成します。

(3) 個別計画の管理

個別計画は地域で避難行動要支援者を支援するために自主防災会が作成するものですから、自主防災会が原本を管理し、市と情報を共有するために複写を市（福祉課）へ提出します。

(4) 個別計画の更新

避難行動要支援者の状況は変動することが予想されるため、自主防災会は定期的に個別計画の見直しを行います。また、市は避難行動要支援者名簿の更新を定期的に行い、避難支援等関係者に提供した名簿の更新を行います。

2 避難のための情報伝達

(1) 情報の伝達体制

市は、避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難ができるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に避難に関する情報の伝達を市民に行います。

(2) 情報の伝達手段

災害に関する情報、又は避難に関する情報は、迅速かつ確実に伝達されるよう、防災行政無線や広報車をはじめ、報道機関、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等、あらゆる手段を活用して情報伝達を行います。

(3) 情報入手が困難な人への対応

避難に関する情報や災害に関する情報を入手することが困難、又は理解することが困難な避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者及び地域支援者が情報を伝達するようにします。

3 安否確認

(1) 安否確認の実施

災害が発生、又は発生するおそれがあるときは、避難支援等関係者及び地域支援者

は、避難行動要支援者名簿及び個別計画を活用し、避難行動要支援者の安否確認を行います。

(2) 安否情報の集約

安否確認情報は各自主防災会において集約し、市災害対策本部へ報告します。

4 避難行動

(1) 避難の開始

地域支援者は、避難行動要支援者の安否確認後、自宅に留まることが危険な状況にある場合は避難行動を開始します。

(2) 避難経路

避難経路は、地震災害時は避難途中の余震による建物や塀の倒壊、斜面の崩落等を想定し、風水害時は道路の冠水や土砂災害を想定し、危険の少ない経路を平常時に確認しておきます。その際、避難行動要支援者の避難形態（徒歩、車椅子等）を考慮して経路を選定しておきます。

(3) 避難誘導

自主防災会、消防団、警察は避難経路の安全を確認し、避難者の安全確保と適切な避難誘導に努めます。

5 避難所における支援

(1) 避難所の開設

市が避難のための準備情報・避難勧告・避難指示を出した場合、又は災害が発生し避難者の発生が想定される場合は、市は自主防災会と協力して避難所を開設します。

(2) 避難所運営における配慮

避難所においては避難行動要支援者に対して次のような配慮が必要です。

ア 施設の応急的なバリアフリー化のためのスロープや身体障がい者に対応した仮設トイレ、ベッド、間仕切りなどの整備をしておきます。

イ 視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声や文字での情報伝達に努めます。

ウ 集団の中での生活が困難な者に対する生活空間の確保に配慮します。

エ 食料等については、高齢者等に配慮したやわらかいものやアレルギー対応のされた非常食の確保に努めます。

オ 避難行動要支援者の情報が避難支援等関係者及び地域支援者から避難所の運営責任者へ適切な引き継ぎがされるよう努めます。

カ 避難行動要支援者を医療機関や他の避難所等へ搬送できるよう、移送手段の確保に努めます。

(3) 福祉避難所の確保

市は、通常の避難所での避難生活が困難な要配慮者のための避難所として福祉避難所の確保に努めます。

(4) 在宅の避難行動要支援者への支援

避難所生活は様々なトラブルやストレスがあり、身体的にも精神的にも非常に負担がかかります。その結果、健康被害や最悪の場合は死に至ることがあります（災害関連死）。要配慮者にとっては避難所生活は特に負担が大きくなるため、自宅の安全を確保し、災害発生後も避難をせずに自宅で生活を続けられることが望ましいです。こうした在宅の被災者に対しても食料や生活物資の配布に努め、見守り活動を続けます。

6 日頃の備え

災害が発生、又は発生のおそれがある場合、必ずしも避難所へ避難する必要はありません。避難が必要な場合とは、災害時に自宅での生活を続けることが困難であったり危険な場合です。自分の力で身を守る行動を取ることが困難であったり、避難所での生活が困難な避難行動要支援者は、自宅の安全を確保し避難をせずに済む対策を取ることが重要です。そのため市は避難支援等関係者と協力して日頃の備えに関する啓発や指導を行います。

(1) 自宅の耐震化

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅は、震度5強や6弱程度の揺れで倒壊する可能性が高くなるため、市が実施する無料耐震診断を受け、必要があれば耐震改修工事を行います。

(2) 家具等の転倒防止

自宅の耐震性が確保されていても、地震の揺れにより家具等が転倒し、下敷きになって死傷したり、通路を塞いで避難の妨げになることがあります。家具は倒れないように固定したり、寝室に大型の家具を置かないなど、家の中の安全を確保します。

(3) 生活用品・食料の備蓄

水道、電気、ガスが止まることを想定し、最低3日分（できれば1週間分）の食料や生活用品の備蓄をします。アレルギー対応食や特殊な機械器具、医薬品等は避難所で入手できないことがあるので、自宅での備蓄に努めます。

また、機械器具等に必要な電源の確保のため、予備バッテリー等の備蓄に努め、いざというときに使えるよう、日頃から使用方法や充電状況の確認をしておきます。

みよし市災害時避難行動要支援者名簿登録同意書

次の①②③のいずれか1つの口にレ点を記入してください。

みよし市長 様

私は下記の確認事項を理解し、

① **名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意します。**

【確認事項】

ア 名簿に記載された個人情報（氏名・性別・生年月日・住所・連絡先・支援を必要とする理由）は、避難支援等関係者（自主防災会（※区長以外の自主防災会を構成する人を含みます。）、民生児童委員、尾三消防本部、豊田警察署）へ平常時から提供されます。

イ 災害時の避難支援は、避難支援等関係者・地域支援者（避難を手伝う人）自身と家族の安全が前提となるため、状況によっては避難支援を受けられない可能性があります。また、避難支援に対して法的な責任や義務を負うものではありません。

ウ 個別の支援計画を作成するため、避難支援等関係者が電話をかけたり、自宅に訪問したりすることがあります。

② **名簿情報を避難支援等関係者に提供することには同意しません。**

【確認事項】

ア 名簿情報は平常時には避難支援等関係者へ提供しません。

イ 災害が現に発生、または発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命または身体を災害から守るために特に必要があると認められるときは、本人の同意を得ずに避難支援等関係者やその他関係機関に名簿情報を提供する場合があります。

③ **避難支援の必要がないので名簿の削除を希望します。**

※1人で避難できる方や、常に家族の介助で避難できる状況であれば登録の必要はありません。

【確認事項】

今後、登録を希望するときはいつでも申請することができます。

↑上記 ① ② ③ のいずれかに必ずレ点を入れてください。

署名年月日 平成 年 月 日

【署名】 _____（必ず本人の氏名を記入してください）

（本人が自書できない場合は代理人による代筆でも結構です）

（代理人署名） _____（申請者との関係 _____）

（代理人住所） _____

（代理人電話番号） _____

※ 同居の家族以外が代理人となる場合、本人（又は本人の家族）の承諾を得て署名してください。 **裏面も記入してください。** 上記で③を選択した方は裏面の記入は不要です。

【避難行動要支援者本人の情報】

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	大正・昭和・平成 年 月 日生
住所	みよし市		
連絡先	電話番号	FAX	—
	メールアドレス		
同居人	いない ・ いる (人 うち昼間在宅 (人)		
緊急連絡先 (家族等)	避難支援等関係者へ提供されますので、同意を得て記入してください。		
	①	[氏名]	[続柄] [電話]
		[住所]	
	②	[氏名]	[続柄] [電話]
	[住所]		

【申請理由】

避難支援が必要な主な理由の□にレ点をつけてください。

身体障がい者で、肢体不自由の障がいの程度が1級から3級まで

身体障がい者で、視覚障がいの程度が1級または2級、もしくは聴覚障がいの程度が1級または2級

知的障がい者で、障がいの程度がA判定

要介護高齢者で、介護保険法に規定する要介護状態区分が3から5まで

難病患者で、自ら避難することが困難

上記以外の理由で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する。
(自力での避難が困難な理由を具体的に記入してください)

※ 避難支援が必要とは、自宅で生活し、災害が発生、または発生するおそれのある時に、自分一人、もしくは家族等の介助だけでは避難することができないことを言います。(病院や施設にいる方は、原則として対象となりません。)

行政区	
-----	--

みよし市災害時避難行動要支援者 個別計画

【避難行動要支援者情報】

作成年月日 平成 年 月 日

フリガナ			性別	生年月日
氏名				
住所				
連絡先	電話番号		FAX	
	メールアドレス			
同居人	いる (人 うち昼間在宅 人) ・ いない			
緊急連絡先	①	氏名	関係	電話
		住所		
	②	氏名	関係	電話
		住所		

【避難支援に関する情報】

災害時に配慮が必要な事項	<p>あてはまる事項の口にし点をつける</p> <p><input type="checkbox"/> 自力での移動が困難</p> <p><input type="checkbox"/> 一人での移動に不安がある</p> <p><input type="checkbox"/> 物が見えない (見えにくい)</p> <p><input type="checkbox"/> 音が聞こえない (聞こえにくい)</p> <p><input type="checkbox"/> 危険を察知することができない</p> <p><input type="checkbox"/> 言葉 (もしくは日本語) を理解することができない</p> <p><input type="checkbox"/> 災害等に関する情報を理解することができない</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難所等で集団の中で生活することが困難</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいや病気のために特殊な機械や物品、薬品が必要</p> <p><input type="checkbox"/> その他配慮すべき事項</p>
特記事項	常時必要な特殊な機械・器具、物品、医薬品、かかりつけ医など	

【地域支援者】 ※災害時に直接の避難支援を行う人

①	氏名	関係	自宅電話
	住所		携帯電話
②	氏名	関係	自宅電話
	住所		携帯電話
③	氏名	関係	自宅電話
	住所		携帯電話
④	氏名	関係	自宅電話
	住所		携帯電話

行政区

組

民生児童委員

【必要な避難支援】

<p>あてはまる事項の口にし点をつける</p> <p><input type="checkbox"/> 避難するにあたり自力で移動できない、または困難であるため、車イスやリヤカーなどによる搬送手段と地域支援者による介助が必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難するにあたり自力で移動できるが、不安があるため、地域支援者による付き添いが必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難するにあたり自力で移動できるが、避難に必要な情報の入手や判断が困難なため、地域支援者による声かけが必要。</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅の耐震性があり、家具等転倒防止対策がされているため安否確認のみで避難は不要。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、必要な避難支援を具体的に記入</p>

様式 4

誓 約 書

みよし市長 様

避難行動要支援者名簿の提供を受けるにあたり、下記事項を理解し適正な取り扱いをすることを誓約します。

平成 年 月 日

団体・機関名

住 所

氏名 (代表者氏名)

印

電 話 番 号

記

- (1) 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者(自主防災会や民生児童委員等)に限られます。
- (2) 避難支援等関係者個人には、災害対策基本法第49条の13により秘密保持義務が課せられます。
- (3) 名簿は施錠可能な場所等で厳重に保管をし、必要以上に複製を行ってはいけません。
- (4) 避難支援等関係者が団体である場合、その団体内で名簿を取り扱う者を限定してください。
- (5) 名簿情報は避難行動要支援者に対する平常時及び災害時の支援活動以外に利用できません。

○改訂履歴

- ・平成 27 年 4 月 発行
- ・平成 28 年 4 月 改訂（健康福祉部→福祉部）

